

社会福祉法人愛隣会
旭水荘福祉有償運送サービス
重要事項説明書兼契約書

社会福祉法人愛隣会旭水荘（以下「事業者」という）は、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して自家用自動車を使用した移送サービスを提供します。

1. 利用会員

福祉有償運送サービスの利用者は、以下にあげた①イから二のいずれかに該当し、②及び③の条件を満たした方で本重要事項の内容に合意の上、契約をされてから会員となります。

- ① 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるとして、次にあげるもの及びその付添人。
 - イ 身体障害者法（昭和24年法律第283号）4条に規定する「身体障害者」
 - ロ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条1項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ② 岡山市北区建部町に居住する者
- ③ 運営管理責任者の承認を得た者

2. 運転者

運送サービスの運転者は、事業者の職員であり、運転者としての資格を有する者（①若しくは②）とします。

- ①普通2種免許を所有する者
- ②普通1種免許を所有し、国土交通大臣が認める福祉有償運転者講習を受講した者

3. 会員登録手続き

利用会員として登録を希望される方若しくはその親族や同居されている方等に、重要事項を説明します。登録希望者は説明を受けた後に、契約を締結し、岡山市担当課の確認を受けてから利用開始となります。

4. 個人情報の保護・管理

事業者は、福祉有償運送サービス提供以外の目的で利用者の個人情報を取り扱いすることはありません。また、事業者は、利用会員の個人情報を適正に管理し、退会後においても個人情報の守秘義務を守ります。

※福祉有償運送サービスのご利用に際して、福祉機関・介護保険機関・医療機関等の連絡調整及び会議等において、個人情報を用いることに関して同意をお願いします。

5. ご利用方法

ご利用にあたっては、事前予約制です。利用希望日の2か月前から3日前までの受付時間内に下記にお電話下さい。

なお、車両数に限りがありますので、ご希望に添えない場合もございます。

(連絡先)

特別養護老人ホーム旭水荘福祉有償運送サービス担当 高田・竹川

電話番号：086-722-2511

受付時間：月曜日～金曜日の9：00～17：00

(祝日及び12/28～1/3、8/13～15は除く)

(受付時に確認する主な事項)

- | | |
|-------|------------------|
| ①会員氏名 | ⑤往路、復路及び現地での所要時間 |
| ②利用日時 | ⑥同乗者の有無 |
| ③乗車場所 | ⑦希望する介助等 |
| ④目的地 | |

6. 利用料

別紙「旭水荘福祉有償サービス料金表」によって、お支払い下さい。

7. お支払方法

運送サービスを利用された場合、運行終了時に現金にてお支払い下さい。しかし、その方の心身の状況により上記の方法によるお支払いが困難な場合は、親族、家族との相談によりお支払い方法について取り決めさせていただきます。

8. 事故時の対応

- ① 運送中に起こった事故に限り、事業者が加入する自動車保険及び損害賠償保険で速やかに対応します。
- ② 交通事故が起こった際には、運転者にご協力下さい。
- ③ 運送中に体調が急変した場合、運転者は、利用会員の緊急連絡先に連絡を取り、病院への搬送、救急車への連絡など必要な対応を行います。

9. 注意事項

- ① 乗車の際には、事業者の発行している利用会員カードをご提示下さい。運転者が利用会員ご本人の確認をさせていただきます。
- ② 行き先の変更や追加等、予約された内容以外での運行はできません。
- ③ 次の予約が入っている等の理由で大幅な時間の変更ができないことがあります。

- ④ 症状が急変する恐れのある状況や、感染症に罹患している、若しくは罹患している恐れがある場合は、サービスを利用できません。ご利用前にお申し出下さい。
- ⑤ 安全な運行や安全確保のため、「事業者」の担当者若しくは運転者が指示や誘導をすることがありますので従って下さい。指示や誘導に従わない場合、運行を中止することがあります。また、指示や誘導に従わずに事故が起きた時は、「事業者」及び運転者は責任を負いかねます。
- ⑥ 「事業者」及び運転者は、安全第一を掲げていますので、運転者の慣れた経路で安全な走行をしております。急な進路変更や進路の指示等はお止め下さい。また、交通違反を誘発するような言動はお止め下さい。場合によっては、運行を中止させていただくことがあります。
- ⑦ 車両内は禁煙です。喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、利用会員がこの求めに応じない場合には、運送の引き受けまたは、継続をお断りすることがあります。

10. 運行の中止

車両に不具合が発生した場合や事故、悪天候、予期せぬ状況の変化等により、安全な運行ができないと「事業者」が判断した場合は運行を中止することがあります。運行の中止による損害は補償いたしかねます。

11. 退会

利用会員が退会を希望する場合は、その旨を「事業者」にお知らせ下さい。退会の手続きを速やかに行います。

12. 解約

次の事項に該当する行為により、再三の申し入れにも関わらず、改善の見込みがない場合は解約をさせていただきます。

- ①本重要事項説明書の内容を守らない場合
- ②重大な法律違反を行った場合
- ③暴言や暴力など運転者の業務を妨害した場合
- ④セクシャルハラスメントが行われた場合
- ⑤運賃を支払わない場合
- ⑥その他秩序破壊行為がなされた場合

13. ご意見や苦情

(旭水荘福祉有償運送サービスご利用相談窓口)

- 苦情処理責任者 高田 守弘
- 苦情処理担当者 竹川幸史朗
- 電話番号：086-722-2511
- F A X：086-722-2512
- 受付時間：月曜日～金曜日の9：00～17：00

14. 重要事項説明書兼契約書の取り扱いについて

以上の内容に同意いただけましたら、下記の同意及び契約欄に記名・押印をお願いします。
本重要事項説明書兼契約書を二部作成しておりますので、一部を「事業者」の控えとして保管させていただきます。一部は、利用会員様控えとして保管をお願いします。

(重要事項説明者)

旭水荘福祉有償運送サービスの提供に際し、個人情報の取扱いを含め、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 平成 年 月 日

旭水荘福祉有償運送サービス担当者 氏名 _____ (印)

(契約者)

私は、事業者から個人情報の取扱いを含め、本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、福祉有償運送サービスの提供開始に同意しました。

私は、福祉有償運送サービスを利用することを申し込み、それに対する利用料金を支払うことについて契約を締結します。

同意及び契約日 平成 年 月 日

住 所 〒

契約者 氏名 _____ (印)

(署名代理人)

私は、下記の理由により利用者に代わり署名を行いました。

契約者本人がサービス提供を受けることの意味を確認しました。

住 所 〒

署名代理人 氏名 _____ (印)

理 由 _____

(事業者)

当事業所は、福祉有償運送サービス事業者として、契約者の申し込みを受諾し、サービスを誠実に、責任を持って提供します。

住 所 〒709-3111 岡山市北区建部町福渡 1005-1

事業所名 社会福祉法人愛隣会 旭水荘福祉有償運送サービス

代表者 理事長 片山 篤

印